

航空法関係手数料令等の一部を改正する政令案要綱

第一 手数料の額の適性化

航空法等の規定に基づく申請等を電子情報処理組織を使用して行う場合における手数料の額の適正化を図ること。  
(第一条から第三条まで関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)